

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### 告 示

ページ

- 北九州都市計画道路及び駐車場の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】 2 0 3 0

### 公 告

- 北九州都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿に異議の申出がなかったこと及び選挙すべき委員の数等【建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課】 2 0 3 1
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 2 0 3 2
- 特定調達契約の落札者の決定（ 2 件 ）【環境局循環社会推進部施設課】 2 0 3 6

北九州市告示第 291 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、北九州都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 24 年 7 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路及び駐車場

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・1・209 号 城野駅北口線

追加する部分 北九州市小倉北区若富士町及び北九州市小倉南区城野一丁目の各一部

(2) 8・7・19 号 歩行者専用道路 16 号線

追加する部分 北九州市小倉北区片野新町三丁目、若富士町及び北九州市小倉南区城野一丁目の各一部

(3) 11 号 城野駅北口自転車駐車場

追加する部分 北九州市小倉北区若富士町及び北九州市小倉南区城野一丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

北九州市公告第516号

平成24年8月19日に実施する北九州都市計画事業折尾土地区画整理審議会委員の選挙人名簿について、異議の申出がなかったため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定により公告する。

また、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数及び北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程（平成18年北九州市条例第50号）第11条第2項に規定する予備委員の数を次のとおり定めたため、同令第22条第4項の規定により、併せて公告する。

平成24年7月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人
- 3 宅地の所有者が選挙すべき予備委員の数 3人
- 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 1人

北九州市公告第 5 1 7 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 4 年 7 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件  
別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成 2 4 年 9 月 2 6 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から平成 2 4 年 9 月 2 6 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成 2 4 年 9 月 3 日から同月 7 日までの毎日午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市役所地下2階第5入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする

者

7 入札保証金

- (1) 1 物件につき 5 万円又は入札金額の 100 分の 10 以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成 24 年 10 月 15 日から平成 25 年 3 月 8 日まで（日曜日等及び平成 24 年 12 月 29 日から平成 25 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課  
電話 093-582-2007

別表

番号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)	
25	門 司 区 浜 町 1 5 番 4	雑 種 地	134.35	4,830,000	平 成 2 4 年 9 月 2 6 日 (水) 午 前 9 時

26	小倉北区赤坂三丁目292番7	宅地	204.48	8,540,000	平成24年9月26日(水)午前10時30分
27	小倉南区沼緑町一丁目1961番7	雑種地	111.19	2,920,000	平成24年9月26日(水)午後1時30分

北九州市公告第519号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市新門司工場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市環境局循環社会推進部施設課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年5月22日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社エネット  
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額  
3,564万4,662円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成24年4月10日
- 8 落札方式  
最低価格による。



北九州市公告第520号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市皇后崎工場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市環境局循環社会推進部施設課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年5月22日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社エネット  
東京都港区芝公園二丁目6番3号
- 5 落札金額  
4,993万7,845円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成24年4月10日
- 8 落札方式  
最低価格による。